

高松市最低制限価格制度要領の一部を改正する要領

高松市最低制限価格制度要領（平成26年7月1日施行）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>高松市<u>建設工事</u>に係る最低制限価格制度要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）に係る競争入札</u>において最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（対象とする入札案件）</p> <p>第2条 最低制限価格を設定する対象は、<u>工事</u>の請負のうち、競争入札に付するもので、その予定価格が130万円を超えるものとする。</p> | <p>高松市最低制限価格制度要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>市が競争入札において最低制限価格を設ける場合の取扱い</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（対象とする入札案件）</p> <p>第2条 最低制限価格を設定する対象は、<u>建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）</u>の請負のうち、競争入札に付するもので、その予定価格が130万円を超えるものとする。</p> |

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。